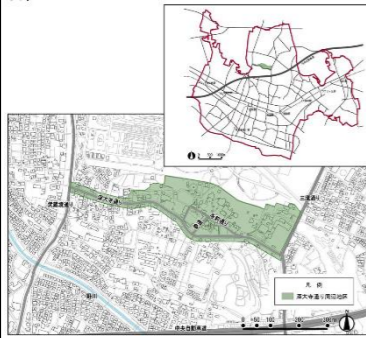
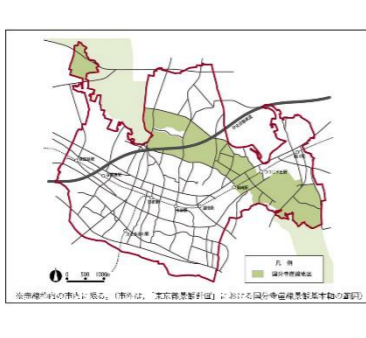
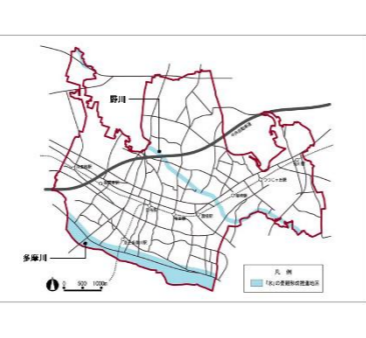
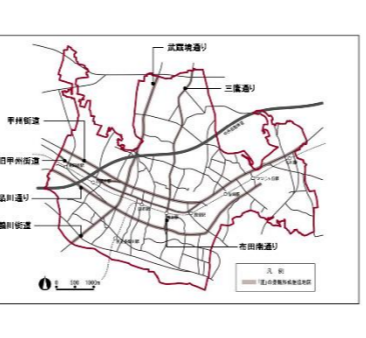
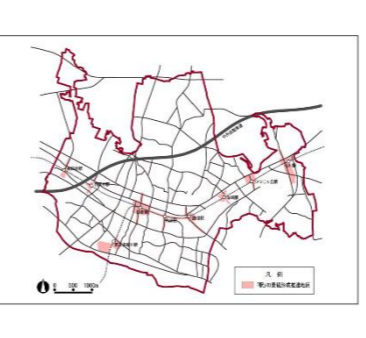
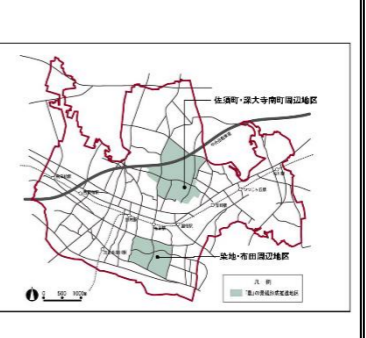
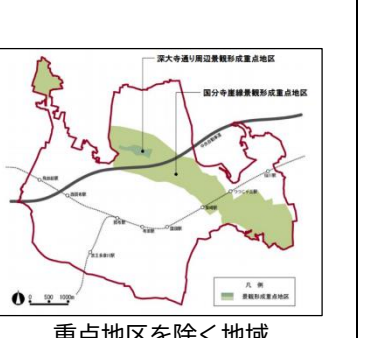


【景観計画（地域区分別）：位置／目標・方針／届出対象／景観形成基準】

地域区分	景観形成重点地区		景観形成推進地区				一般地域
	深大寺通り周辺地区	国分寺崖線	水	道	駅	農	
位置	<ul style="list-style-type: none"> <li>深大寺通り、寺前通り、参道のいずれかに接する敷地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「東京都景観計画」に示されていた「国分寺崖線景観基本軸」をもとに設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多摩川の堤防から概ね 100mの範囲</li> <li>野川の河川区域から概ね 20mの範囲</li> </ul>	甲州街道、武蔵境通り、鶴川街道、三鷹通り、品川通り及び旧甲州街道等の道路境界線より 20～30mの範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>京王電鉄京王線の仙川駅、つじヶ丘駅、柴崎駅、国領駅、布田駅、調布駅、西調布駅、飛田給駅及び京王電鉄相模原線の京王多摩川駅の各駅周辺の、「商業地域」及び「近隣商業地域」の一部</li> <li>調布駅、布田駅、国領駅間の鉄道敷地に接する敷地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>染地・布田周辺地区 布田6丁目、染地1丁目、2丁目の一部、国領町6丁目</li> <li>佐須町・深大寺南町周辺地区 佐須町1～5丁目、深大寺南町1～5丁目、柴崎1、2丁目の一部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市域全域から重点地区を除く</li> </ul>
							 <p>重点地区を除く地域</p>
景観形成の目標・方針	<p><b>景観形成目標</b></p> <p>国分寺崖線の豊かな水と緑を保全・活用し、安らぎある武蔵野の原風景を再生します。また、“真壁造り”等の特徴的な建築形態に表れる深大寺の歴史・文化を継承しながら観光文化歴史拠点を形成するとともに、落ち着きの感じられる街並み景観を形成します。</p> <p><b>景観形成方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水と緑の豊かな自然環境の保全</li> <li>自然環境を生かした落ち着きの感じられる街並み景観の形成</li> <li>地域の歴史・文化を継承した魅力ある街並み景観の形成</li> <li>訪れる人にもゆとりと潤いを提供する景観の形成</li> </ul>	<p><b>景観形成目標</b></p> <p>国分崖線を軸に、広域的に連続する緑や崖線が生み出す湧水等の自然環境、多くの寺社や史跡等の歴史的資源、さらには、水車等の文化的資源の保全を図りながら、これらの資源と調和した景観の形成を図ります。</p> <p><b>景観形成方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連続した緑の景観の形成</li> <li>優れた自然環境を生かした景観の形成</li> <li>崖線の歴史的・文化的資源を生かした景観の形成</li> <li>崖線の存在を生かした魅力ある地域の景観の形成</li> </ul>	<p><b>景観形成方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多摩川の空が大きく広がる開放感のある景観の魅力を高めます。</li> <li>野川などがつくり出す多様な自然環境の魅力を高めます。</li> <li>調布らしさを感じさせる水辺空間の魅力を高めます。</li> </ul>	<p><b>景観形成方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>まちとまちを結び、快適な市民生活を支える主要な道路の景観形成を図ります。</li> <li>誰もが安全・安心に移動できる歩道空間の景観形成を図ります。</li> <li>連続した街並みを意識した沿道の景観誘導を図ります。</li> <li>宿場町の面影を生かした旧甲州街道沿いの街並み景観の熟成を図ります。</li> </ul>	<p><b>景観形成方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中心市街地の拠点となる調布駅周辺の景観形成を図ります。</li> <li>地域特性に応じた個性的な駅周辺の景観誘導を図ります。</li> <li>駅周辺の建築物や屋外広告物などの様々な景観要素へ配慮します。</li> <li>京王線連続立体交差事業による中心市街地の新たな景観形成を図ります。</li> </ul> <p><b>調布駅周辺の景観形成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>人々の交流を促す憩いの空間を創出する</li> <li>ゆとりの感じられる連続的な歩行者空間を創出する</li> <li>建築物の低層部は、歩行者の視線に配慮した連続性のあるにぎわいを演出する</li> <li>駅、駅前広場、主要な道路などからの眺望景観が魅力的になるよう工夫する</li> <li>積極的な緑化により、潤いの感じられる街並みを形成する</li> </ul>	<p><b>景観形成方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>佐須町などに残る「農」の風景の保全により次世代に伝える景観の熟成を図ります。</li> <li>身近に食を感じられる都市農地などの保全・活用により景観を育みます。</li> <li>街並みの中に「農」が生きづく調和した景観を育みます。</li> </ul>	<p>—</p>

地域区分	景観形成重点地区		景観形成推進地区				一般地域	
	深大寺通り周辺地区	国分寺崖線	水	道	駅	農		
建築物の新築等	届出対象	<p>A:新築, 改築, 移転</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての行為</li> </ul> <p>B:増築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての行為</li> </ul> <p>C.外観, 模様替え, 色彩の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての行為</li> </ul>	<p>A:新築, 改築, 移転</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 10m以上</li> <li>・延べ面積 500 m<sup>2</sup>以上</li> </ul> <p>B:増築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増築後の高さが 10m以上となるもの</li> <li>・増築後の延べ面積が 500 m<sup>2</sup>以上となるもの</li> </ul> <p>C.外観, 模様替え, 色彩の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 10m以上</li> <li>・延べ面積 500 m<sup>2</sup>以上</li> </ul>	<p>A:新築, 改築, 移転</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 20m以上</li> <li>・延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上</li> </ul> <p>B:増築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増築後の高さが 20m以上となるもの</li> <li>・増築後の延べ面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上となるもの</li> </ul> <p>C.外観, 模様替え, 色彩の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 20m以上</li> <li>・延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上</li> </ul>	<p>A:新築, 改築, 移転</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 20m以上</li> <li>・延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上</li> </ul> <p>B:増築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増築後の高さが 20m以上となるもの</li> <li>・増築後の延べ面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上となるもの</li> </ul> <p>C.外観, 模様替え, 色彩の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 20m以上</li> <li>・延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上</li> </ul>	<p>A:新築, 改築, 移転</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 20m以上</li> <li>・延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上</li> </ul> <p>B:増築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増築後の高さが 20m以上となるもの</li> <li>・増築後の延べ面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上となるもの</li> </ul> <p>C.外観, 模様替え, 色彩の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 20m以上</li> <li>・延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上</li> </ul>	<p>A:新築, 改築, 移転</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 20m以上</li> <li>・延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上</li> </ul> <p>B:増築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増築後の高さが 20m以上となるもの</li> <li>・増築後の延べ面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上となるもの</li> </ul> <p>C.外観, 模様替え, 色彩の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 20m以上</li> <li>・延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上</li> </ul>	<p>A:新築, 改築, 移転</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 20m以上</li> <li>・延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上</li> </ul> <p>B:増築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・増築後の高さが 20m以上となるもの</li> <li>・増築後の延べ面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上となるもの</li> </ul> <p>C.外観, 模様替え, 色彩の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ 20m以上</li> <li>・延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上</li> </ul>
	景観形成基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国分寺崖線の緑の景観が連続するような配置とする。</li> <li>・壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みとの調和に配慮した配置とする。</li> <li>・敷地内や周辺に歴史的な資源や樹木等の残すべき自然などがある場合には、これらを生かした配置とする。</li> <li>・住宅に附属する車庫、物置や建築設備等は、通りから見えにくい位置に配置するように努める。やむを得ず通りに面する場合などは、植栽や目隠しなどによって、目立たせないようにする。</li> <li>・深大寺通り、寺前通り、参道の沿道にはオープンスペースを配置するなど、ゆとりの演出を図るとともに、隣接する建築物の壁面の位置などに配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国分寺崖線の緑の景観が連続するような配置とする。</li> <li>・壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みとの調和に配慮した配置とする。</li> <li>・敷地内や周辺に歴史的な資源や樹木等の残すべき自然などがある場合には、これらを生かした配置とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、河川沿いの広がりのある空間や周辺の街並みとの調和に配慮した配置とする。</li> <li>・敷地内に歴史的な資源や樹木等の残すべき自然などがある場合には、これらを生かした配置とする。</li> <li>・建築物に付帯する屋外の階段や設備等は、道路等の公共空間から見えにくい位置に配置するように努める。</li> <li>・道路等の公共空間側にオープンスペースを設ける。</li> <li>・河川側に建築物の顔を向けるなど河川に配慮した配置とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みとの調和に配慮した配置とする。</li> <li>・敷地内に歴史的な資源や樹木等の残すべき自然などがある場合には、これらを生かした配置とする。</li> <li>・建築物に付帯する屋外の階段や設備等は、道路等の公共空間から見えにくい位置に配置するように努める。</li> <li>・道路等の公共空間側にオープンスペースを設ける。</li> <li>・道路等の公共空間と連続したオープンスペースを確保するなど、歩行者空間の快適性に配慮した配置とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、駅周辺のまとまりのある景観との調和に配慮した配置とする。</li> <li>・敷地内に歴史的な資源や樹木等の残すべき自然などがある場合には、これらを生かした配置とする。</li> <li>・建築物に付帯する屋外の階段や設備等は、道路等の公共空間から見えにくい位置に配置するように努める。</li> <li>・道路等の公共空間側にオープンスペースを設ける。</li> <li>・駅前広場に面する場合は、歩行者が快適に利用できるよう、駅前広場側にオープンスペースを設置するなど、公共空間と一体となった配置となるよう配慮する。</li> <li>・ゴミ置場などは、駅前広場から見えにくい位置に配置するように努める。やむを得ず駅前広場から見える位置にある場合は、周囲から目立たない形態・意匠となるよう配慮する。</li> <li>・商業施設を低層階に設ける場合は、前面にオープンテラス等を設けられる配置となるよう配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、農地の広がりや周辺の街並みとの調和に配慮した配置とする。</li> <li>・敷地内に歴史的な資源や樹木等の残すべき自然などがある場合には、これらを生かした配置とする。</li> <li>・建築物に付帯する屋外の階段や設備等は、道路等の公共空間から見えにくい位置に配置するように努める。</li> <li>・道路等の公共空間側にオープンスペースを設ける。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みとの調和に配慮した配置とする。</li> <li>・敷地内に歴史的な資源や樹木等の残すべき自然などがある場合には、これらを生かした配置とする。</li> <li>・建築物に付帯する屋外の階段や設備等は、道路等の公共空間から見えにくい位置に配置するように努める。</li> <li>・道路等の公共空間側にオープンスペースを設ける。</li> </ul>
高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さは、崖線の緑や周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。特に崖線の樹木に隣接する敷地では崖線の低地部から見たときに、崖線の台地部の樹木の最高高さを超えないよう工夫する。</li> <li>・周辺の主要な眺望点(道路・河川・公園など)からの見え方に配慮し、国分寺崖線の景観との一体性や調和を図る。</li> <li>・深大寺通り、寺前通り、参道からの見え方に配慮し、周辺樹林や街並みとの調和を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さは、崖線の緑や周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。特に崖線の樹木に隣接する敷地では崖線の低地部から見たときに、崖線の台地部の樹木の最高高さを超えないよう工夫する。</li> <li>・周辺の主要な眺望点(道路・河川・公園など)からの見え方に配慮し、国分寺崖線の景観との一体性や調和を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺からの見え方に配慮し、周囲の建築物との調和を図る。</li> <li>・河川堤防、橋や水上等からの見え方に配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺からの見え方に配慮し、周囲の建築物との調和を図る。</li> <li>・周囲の建築物の規模やそれらが形成しているスカイラインとの調和を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺からの見え方に配慮し、周囲の建築物との調和を図る。</li> <li>・駅、駅前広場等からの見え方に配慮し、周辺建築物とのスカイラインの調和を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺からの見え方に配慮し、周囲の建築物との調和を図る。</li> <li>・農地の広がりのある景観や、周囲の樹木等との調和に配慮した高さとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺からの見え方に配慮し、周囲の建築物との調和を図る。</li> </ul>	

地域区分	景観形成重点地区		景観形成推進地区				一般地域
	深大寺通り周辺地区	国分寺崖線	水	道	駅	農	
建築物の新築等	形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、国分寺崖線の緑や周辺の街並みとの調和を図る。</li> <li>外壁は、長大な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。</li> <li>屋根や屋上に設備等を設ける場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。</li> <li>建築物に付帯する構造物や設備等は、建築物と一体的な意匠とするか、周囲から目立たない工夫を施し、建築物本体や周囲との調和を図る。</li> <li>色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、国分寺崖線の緑や周辺の街並みとの調和を図る。</li> <li>外壁は、長大な壁面を避けるなど、圧迫感の軽減を図る。</li> <li>屋根や屋上に設備等を設ける場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。</li> <li>建築物に付帯する構造物や設備等は、建築物と一体的な意匠とするか、周囲から目立たない工夫を施し、建築物本体や周囲との調和を図る。</li> <li>色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>形態・意匠は建築物全体のバランスだけでなく、河川沿いの広がりや緑豊かな景観、また周辺の建築物等との調和を図る。</li> <li>屋根や屋上に設備等を設ける場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。</li> <li>建築物に付帯する構造物や設備等は、建築物と一体的な意匠とするか、周囲から目立たない工夫を施し、建築物本体や周囲との調和を図る。</li> <li>色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>形態・意匠は建築物全体のバランスだけでなく、隣り合った建築物や周辺の街並みとの調和を図る。</li> <li>屋根や屋上に設備等を設ける場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。</li> <li>建築物に付帯する構造物や設備等は、建築物と一体的な意匠とするか、周囲から目立たない工夫を施し、建築物本体や周囲との調和を図る。</li> <li>色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>形態・意匠は建築物全体のバランスだけでなく、駅周辺のまとまりのある景観、また周辺の建築物等との調和を図る。</li> <li>屋根や屋上に設備等を設ける場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。</li> <li>建築物に付帯する構造物や設備等は、建築物と一体的な意匠とするか、周囲から目立たない工夫を施し、建築物本体や周囲との調和を図る。</li> <li>色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>形態・意匠は建築物全体のバランスだけでなく、農地の広がりや緑豊かな景観、また周辺の建築物等との調和を図る。</li> <li>屋根や屋上に設備等を設ける場合は、建築物と一体的に計画するなど周囲からの見え方に配慮する。</li> <li>建築物に付帯する構造物や設備等は、建築物と一体的な意匠とするか、周囲から目立たない工夫を施し、建築物本体や周囲との調和を図る。</li> <li>色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。</li> </ul>
	公開空地・外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>国分寺崖線への日照や開放感のある視界を確保するよう配慮して、オープンスペースを確保し、隣接するオープンスペースと連続性を持たせる。</li> <li>敷地内はできる限り緑化を図り、周辺や崖線の緑と連続させる。また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する。</li> <li>緑化に当たっては、崖線の植生に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。</li> <li>敷地内に湧水などの水辺がある場合は、これらを生かした空間を形成するとともに保全を図る。</li> <li>夜間の景観を落ち着きあるものにするため、宅地部や田園部の閑静な街並みでは、過度な照明を使用しない。</li> <li>外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。</li> <li>敷地周辺に柵、塀や門を設置する場合には、生垣や竹垣、板塀などの自然素材などを用い、自然環境や街並みに配慮する。</li> <li>駐車場の周囲は、車の出入りや歩行者の安全性に配慮しつつ、積極的に緑化を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国分寺崖線への日照や開放感のある視界を確保するよう配慮して、オープンスペースを確保し、隣接するオープンスペースと連続性を持たせる。</li> <li>敷地内はできる限り緑化を図り、周辺や崖線の緑と連続させる。また、屋上や壁面の緑化を積極的に検討する。</li> <li>緑化に当たっては、崖線の植生に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。</li> <li>敷地内に湧水などの水辺がある場合は、これらを生かした空間を形成するとともに保全を図る。</li> <li>夜間の景観を落ち着きあるものにするため、宅地部や田園部の閑静な街並みでは、過度な照明を使用しない。</li> <li>外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の街路樹や公園等の緑と連続させる。また、屋上緑化や壁面緑化を積極的に行う。</li> <li>緑化に当たっては、樹種の選定に配慮し、周辺の街路樹や公園等の緑との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。</li> <li>外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。</li> <li>住宅地では建築物等を照らす過度な照明は控える。また、河川に過度な明るさの照明を向けないよう配慮する。</li> <li>隣接するオープンスペースとの連続性を確保し、オープンスペースは積極的に緑化に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の街路樹や公園等の緑と連続させる。また、屋上緑化や壁面緑化を積極的に行う。</li> <li>緑化に当たっては、樹種の選定に配慮し、周辺の街路樹や公園等の緑との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。</li> <li>外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。</li> <li>中心市街地をはじめ鉄道駅周辺や主要道路沿道では、周辺の環境に応じた夜間照明を行う。一方、住宅地では建築物等を照らす過度な照明は控える。</li> <li>隣接するオープンスペースとの連続性を確保し、オープンスペースは積極的に緑化に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の街路樹や公園等の緑と連続させる。また、屋上緑化や壁面緑化を積極的に行う。</li> <li>緑化に当たっては、樹種の選定に配慮し、周辺の街路樹や公園等の緑との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。</li> <li>外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。</li> <li>中心市街地をはじめ鉄道駅周辺や主要道路沿道では、周辺の環境に応じた夜間照明を行う。一方、住宅地では建築物等を照らす過度な照明は控える。</li> <li>隣接するオープンスペースとの連続性を確保し、オープンスペースは積極的に緑化に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地内はできる限り緑化を図り、周辺の農地や樹林等の緑と連続させる。また、屋上緑化や壁面緑化を積極的に行う。</li> <li>緑化に当たっては、樹種の選定に配慮し、周辺の農地や樹林等の緑との調和を図るとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。</li> <li>外構計画は、敷地内のデザインのみを捉えるのではなく、隣接する敷地や道路など、周辺の街並みと調和を図った色調や素材とする。</li> <li>住宅地では建築物等を照らす過度な照明は控える。また、農地に過度な明るさの照明は向けないよう配慮する。</li> <li>隣接するオープンスペースとの連続性を確保し、オープンスペースは積極的に緑化に努める。</li> </ul>

地域区分	景観形成重点地区				景観形成推進地区				一般地域													
	深大寺通り周辺地区		国分寺崖線		水		道			駅		農										
届出対象	全ての行為		A:新築, 改築, 移転 a. 煙突, 鉄柱, 装飾塔, 記念塔, 物見塔, その他これらに類するもの b. 擁壁 c. 昇降機, ウォーターシャフト, コースターその他これらに類するもの(回転運動遊戯施設を含む) d. 製造施設, 貯蔵施設, 遊戯施設, 自動車車庫(建築物であるものを除く)その他これらに類するもの e. 墓園その他これに類するもの B:増築 ・増築後の規模が「新設, 改築, 移転」のいずれかに該当するもの C. 外観, 模様替え, 色彩の変更 ・新設, 改築, 移転に規定する規模		高さ 10m以上 全てのもの 高さ 10m以上 築造面積が 1,000㎡以上 区域面積が 500㎡以上		A:新築, 改築, 移転 a. 煙突, 鉄柱, 装飾塔, 記念塔, 物見塔, その他これらに類するもの b. 擁壁 c. 昇降機, ウォーターシャフト, コースターその他これらに類するもの(回転運動遊戯施設を含む) d. 製造施設, 貯蔵施設, 遊戯施設, 自動車車庫(建築物であるものを除く)その他これらに類するもの B:増築 ・増築後の規模が「新設, 改築, 移転」のいずれかに該当するもの C. 外観, 模様替え, 色彩の変更 ・新設, 改築, 移転に規定する規模		高さ 20m以上等 全てのもの 高さ 20m以上 築造面積が 3,000㎡以上		A:新築, 改築, 移転 a. 煙突, 鉄柱, 装飾塔, 記念塔, 物見塔, その他これらに類するもの b. 擁壁 c. 昇降機, ウォーターシャフト, コースターその他これらに類するもの(回転運動遊戯施設を含む) d. 製造施設, 貯蔵施設, 遊戯施設, 自動車車庫(建築物であるものを除く)その他これらに類するもの B:増築 ・増築後の規模が「新設, 改築, 移転」のいずれかに該当するもの C. 外観, 模様替え, 色彩の変更 ・新設, 改築, 移転に規定する規模		高さ 20m以上等 全てのもの 高さ 20m以上 築造面積が 3,000㎡以上		A:新築, 改築, 移転 a. 煙突, 鉄柱, 装飾塔, 記念塔, 物見塔, その他これらに類するもの b. 擁壁 c. 昇降機, ウォーターシャフト, コースターその他これらに類するもの(回転運動遊戯施設を含む) d. 製造施設, 貯蔵施設, 遊戯施設, 自動車車庫(建築物であるものを除く)その他これらに類するもの B:増築 ・増築後の規模が「新設, 改築, 移転」のいずれかに該当するもの C. 外観, 模様替え, 色彩の変更 ・新設, 改築, 移転に規定する規模		高さ 20m以上等 全てのもの 高さ 20m以上 築造面積が 3,000㎡以上		A:新築, 改築, 移転 a. 煙突, 鉄柱, 装飾塔, 記念塔, 物見塔, その他これらに類するもの b. 擁壁 c. 昇降機, ウォーターシャフト, コースターその他これらに類するもの(回転運動遊戯施設を含む) d. 製造施設, 貯蔵施設, 遊戯施設, 自動車車庫(建築物であるものを除く)その他これらに類するもの B:増築 ・増築後の規模が「新設, 改築, 移転」のいずれかに該当するもの C. 外観, 模様替え, 色彩の変更 ・新設, 改築, 移転に規定する規模		高さ 20m以上等 全てのもの 高さ 20m以上 築造面積が 3,000㎡以上	
			配置		・事業地や周辺に寺社や記念碑などの歴史的資源や樹木などの残すべき自然がある場合は、これらの資源が周辺の公共施設(道路・河川・公園)から眺望できるような配置とする。 ・周囲の建築物や街並み、樹林等の自然資源等に配慮し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。		・事業地や周辺に寺社や記念碑などの歴史的資源や樹木などの残すべき自然がある場合は、これらの資源が周辺の公共施設(道路・河川・公園)から眺望できるような配置とする。 ・周囲の建築物や街並み、樹林等の自然資源等に配慮し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。		・斜面等への設置を避ける。 ・周囲の建築物や街並み、樹林等の自然資源等に配慮し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。		・斜面等への設置を避ける。 ・周囲の建築物や街並み、樹林等の自然資源等に配慮し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。 ・隣接する建築物等の壁面位置を考慮して設置する。		・斜面等への設置を避ける。 ・周囲の建築物や街並み、樹林や農地に配慮し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。		・斜面等への設置を避ける。 ・周囲の建築物や街並み、樹林等の自然資源等に配慮し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。							
			高さ・規模		・周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、崖線の台地部の高さから著しく突出した高さの工作物は避ける。 ・崖線の低地部から崖線の緑が眺望できるような配置や規模とし、崖線の連続性を確保する。 ・通りの歩行者に圧迫感を感じさせないように配慮する。		・周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、崖線の台地部の高さから著しく突出した高さの工作物は避ける。 ・崖線の低地部から崖線の緑が眺望できるような配置や規模とし、崖線の連続性を確保する。		・圧迫感を感じさせないよう、長大な壁面の設置は避ける。 ・河川堤防、橋や水上等からの見え方に配慮する。		・圧迫感を感じさせないよう、長大な壁面の設置は避ける。 ・周囲の建築物との調和を図り、著しく突出した高さとならないよう努める。 ・沿道からの見え方に配慮し、周辺の街並みとの調和を図る。		・圧迫感を感じさせないよう、長大な壁面の設置は避ける。 ・周囲の建築物との調和を図り、著しく突出した高さとならないよう努める。 ・周囲の建築物や樹木、広がりを感じられる農地等との調和に配慮した高さとする。		・圧迫感を感じさせないよう、長大な壁面の設置は避ける。							
			形態・意匠・色彩		・崖線の低地部から見たときに、崖線の緑や周辺建築物と調和する形態・意匠とする。 ・色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。 ※:他の法令等で使用する色彩が定められているもの、コースターなどの遊戯施設で、壁面として認識できる部分を持たないものは、この限りではない。		・崖線の低地部から見たときに、崖線の緑や周辺建築物と調和する形態・意匠とする。 ・色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。 ※:他の法令等で使用する色彩が定められているもの、コースターなどの遊戯施設で、壁面として認識できる部分を持たないものは、この限りではない。		・工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周辺の景観との調和に配慮する。 ・建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和に配慮する。 ・色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。 ※:他の法令等で使用する色彩が定められているもの、コースターなどの遊戯施設で、壁面として認識できる部分を持たないものは、この限りではない。		・工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周辺の景観との調和に配慮する。 ・建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和に配慮する。 ・色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。 ※:他の法令等で使用する色彩が定められているもの、コースターなどの遊戯施設で、壁面として認識できる部分を持たないものは、この限りではない。		・工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周辺の景観との調和に配慮する。 ・建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和に配慮する。 ・色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。 ※:他の法令等で使用する色彩が定められているもの、コースターなどの遊戯施設で、壁面として認識できる部分を持たないものは、この限りではない。		・工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周辺の景観との調和に配慮する。 ・建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和に配慮する。 ・色彩は、以下のマンセル表色系に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。 ※:他の法令等で使用する色彩が定められているもの、コースターなどの遊戯施設で、壁面として認識できる部分を持たないものは、この限りではない。							
外構・緑化等		・宅地部や田園部の閑静な街並み、崖線の低地部から視界に入る場所では、過度な照明を使用しない。 ・緑化を行うに当たっては、崖線の植生に適した樹種を選定し、崖線の景観形成に寄与するとともに、植樹は、崖線の台地側から見たときに工作物への視界を遮るような配置とする。 ・敷地内や屋上・壁面の緑化を推進し、緑豊かで落ち着いた景観形成を図る。		・宅地部や田園部の閑静な街並み、崖線の低地部から視界に入る場所では、過度な照明を使用しない。 ・緑化を行うに当たっては、崖線の植生に適した樹種を選定し、崖線の景観形成に寄与するとともに、植樹は、崖線の台地側から見たときに工作物への視界を遮るような配置とする。 ・敷地内や屋上・壁面の緑化を推進し、緑豊かで落ち着いた景観形成を図る。		-		-		-		-										

地域区分		景観形成重点地区		景観形成推進地区				一般地域
		深大寺通り周辺地区	国分寺崖線	水	道	駅	農	
開発行為	対象届出	開発区域の面積が 500 m <sup>2</sup> 以上	開発区域の面積が 500 m <sup>2</sup> 以上	開発区域の面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上	開発区域の面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上	開発区域の面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上	開発区域の面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上	開発区域の面積が 3,000 m <sup>2</sup> 以上
	土地利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業地内外の緑が、崖線、周辺市街地の緑、公園や散策路と一体となる緑のネットワークが形成できる計画とする。</li> <li>事業地に設置するオープンスペースは、崖線の緑と連続する配置とする。</li> <li>事業地内や周辺に寺社や記念碑などの歴史的な資源や樹木などの残すべき自然などがある場合には、これらを生かした計画とする。</li> <li>区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良い景観の形成を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業地内外の緑が、崖線、周辺市街地の緑、公園や散策路と一体となる緑のネットワークが形成できる計画とする。</li> <li>事業地に設置するオープンスペースは、崖線の緑と連続する配置とする。</li> <li>事業地内や周辺に寺社や記念碑などの歴史的な資源や樹木などの残すべき自然などがある場合には、これらを生かした計画とする。</li> <li>区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良い景観の形成を図る。</li> <li>農地に隣接する場合は、緑がつながるように、オープンスペースを設けるよう計画する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業地内は、周囲のオープンスペースや樹木等の景観との調和に配慮した計画とする。</li> <li>事業地内や周辺に、歴史的な資源や残すべき自然などがある場合には、これらを生かした計画とする。</li> <li>区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良い景観の形成を図る。</li> <li>事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区毎にまとまりのある計画とする。</li> <li>電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置したりするなどの工夫をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業地内は、周囲のオープンスペースや樹木等の景観との調和に配慮した計画とする。</li> <li>事業地内や周辺に、歴史的な資源や残すべき自然などがある場合には、これらを生かした計画とする。</li> <li>区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良い景観の形成を図る。</li> <li>事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区毎にまとまりのある計画とする。</li> <li>電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置したりするなどの工夫をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業地内は、周囲の農地や樹木等の景観との調和に配慮した計画とする。</li> <li>事業地内や周辺に、歴史的な資源や残すべき自然などがある場合には、これらを生かした計画とする。</li> <li>農地に隣接する場合は、緑がつながるように、オープンスペースを設けるよう計画する。</li> <li>区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良い景観の形成を図る。</li> <li>事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区毎にまとまりのある計画とする。</li> <li>電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置したりするなどの工夫をする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業地内は、周囲のオープンスペースや樹木等の景観との調和に配慮した計画とする。</li> <li>事業地内や周辺に、歴史的な資源や残すべき自然などがある場合には、これらを生かした計画とする。</li> <li>区画割によって不整形な土地が生じる場合には、緑地や小広場として活用するなど、地域の良い景観の形成を図る。</li> <li>事業地内の将来的なまちづくりのイメージを意識し、地区毎にまとまりのある計画とする。</li> <li>電線類は道路を整備する際に地中化したり、目立たない場所に設置したりするなどの工夫をする。</li> </ul>	
	造成等	<ul style="list-style-type: none"> <li>崖線の大幅な改変を避け、長大な擁壁や法面等が出現しないようにする。</li> <li>擁壁や法面では壁面緑化などを行い、圧迫感の軽減を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>崖線の大幅な改変を避け、長大な擁壁や法面等が出現しないようにする。</li> <li>擁壁や法面では壁面緑化などを行い、圧迫感の軽減を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。</li> <li>擁壁や法面では、壁面緑化などを行い、圧迫感の軽減を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。</li> <li>擁壁や法面では壁面緑化などを行い、圧迫感の軽減を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。</li> <li>擁壁や法面では壁面緑化などを行い、圧迫感の軽減を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。</li> <li>擁壁や法面では壁面緑化などを行い、圧迫感の軽減を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大幅な地形の改変を避け、長大な擁壁や法面などが生じないようにする。</li> <li>擁壁や法面では壁面緑化などを行い、圧迫感の軽減を図る。</li> </ul>
緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業地内はできる限り緑化を図り、周辺や崖線の景観との調和を図り、潤いのある空間を創出する。</li> <li>緑化に当たっては、崖線の植生に調和した樹種を選定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業地内はできる限り緑化を図り、周辺や崖線の景観との調和を図り、潤いのある空間を創出する。</li> <li>緑化に当たっては、崖線の植生に調和した樹種を選定する。</li> </ul>	—	—	—	—	—	
土木の堆積等	届出対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>造成面積が 500 m<sup>2</sup>以上</li> </ul>	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更 造成面積が 500 m <sup>2</sup> 以上 屋外における土石・廃棄物・再生資源・その他の物件の堆積 ・造成面積が 500 m <sup>2</sup> 以上	—	—	—	—	—
	配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共空間から見えにくい位置に堆積させるか、あるいは可能な限り後退させるよう努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共空間から見えにくい位置に堆積させるか、あるいは可能な限り後退させるよう努める。</li> </ul>	—	—	—	—	—
	遮蔽	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共空間から堆積物が容易に見えないよう敷地外周部に遮蔽措置を講じるよう努める。</li> <li>遮蔽物は、周囲の街並みや自然景観との調和に配慮したものと努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の公共空間から堆積物が容易に見えないよう敷地外周部に遮蔽措置を講じるよう努める。</li> <li>遮蔽物は、周囲の街並みや自然景観との調和に配慮したものと努める。</li> </ul>	—	—	—	—	—

【景観計画（地域区分別）：位置／目標・方針／届出対象／景観形成基準／色彩】

色彩基準

対象地域	適用箇所	色相	明度	彩度
景観形成重点地区	外壁基本色 (外壁各面の4/5以上) (工作物の表面を含む)	0R~4.9YR	4以上8.5未満	4以下
		5.0YR~5.0Y		1以下
		その他		—
	外壁強調色 (外壁各面の1/5以下)	0R~4.9YR	—	4以下
		5.0YR~5.0Y		6以下
		その他		2以下
屋根色	0R~4.9YR	6以下	2以下	
	5.0YR~5.0Y		4以下	
	その他		2以下	

(水・道・駅・農) 景観形成推進地区 一般地域	外壁基本色 (外壁各面の4/5以上) (工作物の表面を含む)	0R~4.9YR	8.5以上	4以下	
		5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	1.5以下	
		その他	8.5以上	6以下	
	外壁強調色 (外壁各面の1/5以下)	0R~4.9YR	—	4以上8.5未満	2以下
		5.0YR~5.0Y		4以下	
		その他		6以下	
屋根色	屋根面の立ち上がりを外壁に含めて面積割合を算出する			2以下	

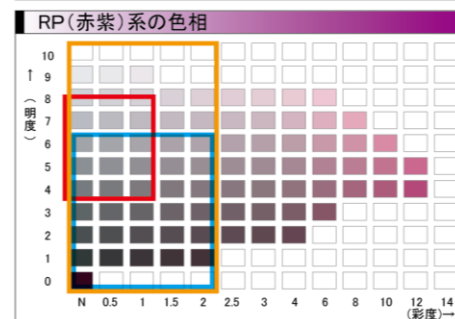
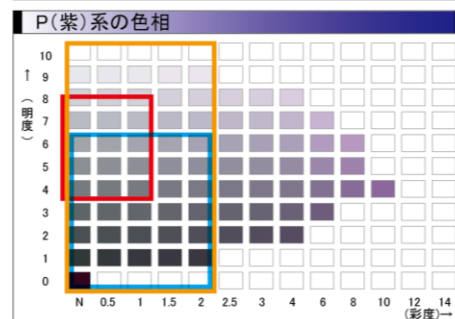
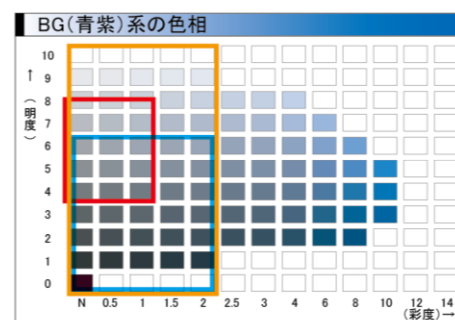
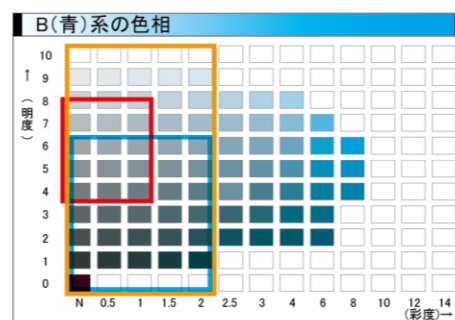
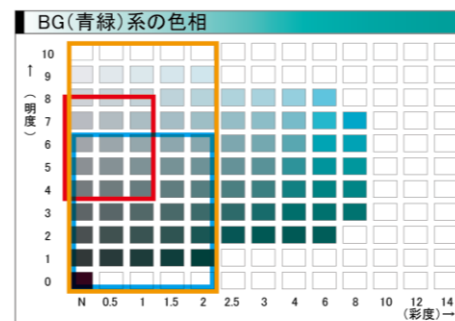
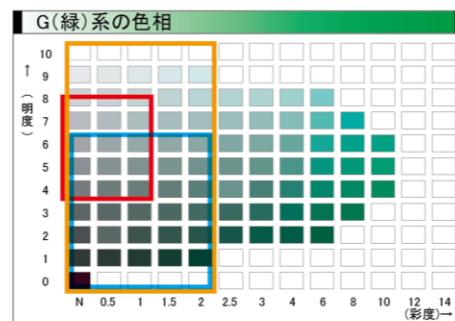
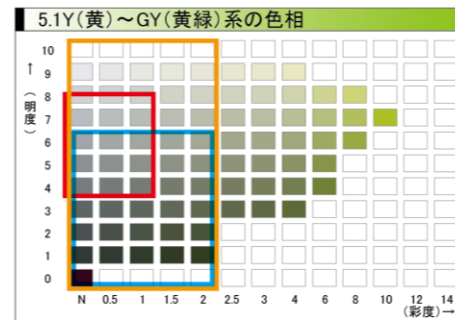
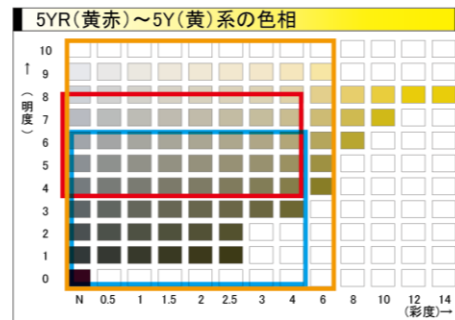
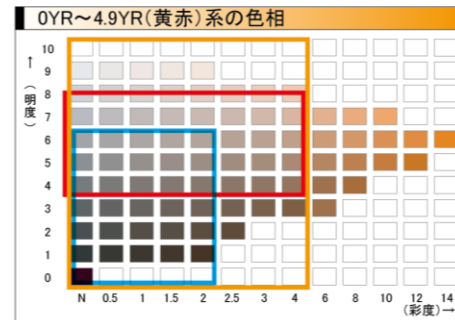
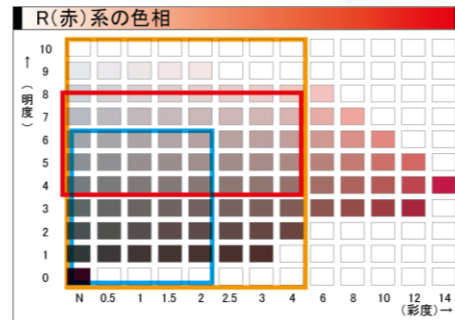
※外壁面の見付け面積の5%以下で、かつ主に建築物の中低層部で用いる場合は、外壁強調色の基準に従うことなく、アクセントとなる色を用いることができる。

【景観形成重点地区】

外壁基本色

外壁強調色

屋根色



【一般地区・景観形成推進地区】

外壁基本色

外壁強調色

